

鳥取県公報

令和7年3月14日(金) 第9677号

毎週火・金曜日発行

			目 次
\Diamond	告	示	学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類の一部
			改正 (118) (総合教育推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
			私立学校振興助成法施行規則第2条第4号の規定により提出する書類(119)(")・・・2
			ヨーネ病検査等の実施(120)(家畜防疫課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
			家畜伝染病予防法による注射の命令(121)(")・・・・・・・・・・・・・・・・4
			土地改良区の役員の就退任 (122) (東部農林事務所)・・・・・・・・・・・・・・・・4
			基本測量の実施(123) (県土総務課)・・・・・・・・・・・・・・・5
			指定居宅サービス事業の廃止の届出 (124) (西部総合事務所県民福祉局)・・・・・・5
			指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (125) (〃)・・・・・・・・・・・・5
			形質変更時要届出区域の指定(126) (西部総合事務所環境建築局)・・・・・・・・・6
\Diamond	病院局	告	鳥取県立中央病院医事会計・外来クラーク業務に係る医療費の収納事務の委託
	示		(1) (鳥取県立中央病院)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
\Diamond	調達公	告	落札者の決定(2件)(企業局経営企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・6
\Diamond	雑	報	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部改正
			(総合教育推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

示

鳥取県告示第118号

平成16年鳥取県告示第69号(学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類 について)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月14日

鳥取県知事 平 井 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

学校法人及び私立学校法第152条第5項の法人 の行うことのできる収益事業の種類

学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人 の行うことのできる収益事業の種類

私立学校法(昭和24年法律第270号) 第19条第2項 の規定に基づき、鳥取県知事の所轄に属する学校法 人及び同法第152条第5項の法人(以下「学校法人 等」という。) の行うことのできる収益事業の種類 を次のように定め、平成16年2月3日から施行す る。

私立学校法(昭和24年法律第270号) 第26条第2項 の規定に基づき、鳥取県知事の所轄に属する学校法 人及び同法第64条第4項の法人(以下「学校法人 等」という。) の行うことのできる収益事業の種類 を次のように定め、平成16年2月3日から施行す る。

鳥取県告示第119号

私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁と する学校法人が知事に提出する令和7年度以後の書類に添付する書類を次のとおり定める。

平成28年鳥取県告示第399号(私立学校振興助成法による監査事項の指定について)は、令和6年度の監査報 告書を限りとして廃止する。

令和7年3月14日

鳥取県知事 平 #:

私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の 定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16 条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査報告とする。

鳥取県告示第120号

ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査(伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。)、牛ウ イルス性下痢検査、豚熱検査、家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査、鳥マイコプラズマ症検査、高病原性鳥イ ンフルエンザ検査及び腐蛆病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5 条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

令和7年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ヨーネ病、伝達性海綿状脳症(牛に係るものに限る。)、牛ウイルス性下痢、豚熱、家きんサルモネラ症 (ひな白痢)、鳥マイコプラズマ症、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蛆病の発生を予防し、及び予察するた

2 実施する区域

県下全域

- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (1) ヨーネ病検査

ア 繁殖又は種付の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれと同一施設内で飼育している牛 で、月齢が満24月を経過したもの(鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の気高郡気高町及び鹿野町の 区域に限る。)、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町、北栄町及び琴浦町(平成16年9月1日町合併前の東伯 郡赤碕町の区域に限る。)、西伯郡大山町(平成17年3月28日町合併前の西伯郡中山町の区域に限る。) 及び南部町並びに日野郡江府町において飼育しているもの(令和7年4月1日以降に放牧するものを除 く。)に限る。)

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、令和7年4月1日以降に放牧するもののうち、月齢が満24月を経過し たもの。

- エ その他知事が必要と認める牛
- (2) 牛海綿状脳症検査

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に規定する届出の対象となる牛の死 体のうち知事が指定するもの(同条第2項ただし書に該当する場合を除く。)

イ その他知事が必要と認める牛の死体

(3) 牛ウイルス性下痢検査

令和7年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認さ れていないもの

(4) 豚熱検査

豚及びいのしし (飼養頭数6頭以上の農場に限る。)

(5) 家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(6) 鳥マイコプラズマ症検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(7) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん(飼養羽数100羽以上(だちょうにあっては、10羽以上)の農場に限る。)

(8) 腐蛆病検査

蜜蜂

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- 5 検査の方法
 - (1) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法 (エライザ法)、リアルタイム P C R 法又はヨーニン検査皮内反応

(2) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(3) 牛ウイルス性下痢検査

酵素免疫測定法 (エライザ法)

(4) 豚熱検査

酵素免疫測定法 (エライザ法)

(5) 家きんサルモネラ症(ひな白痢)検査 ひな白痢急速凝集反応

(6) 鳥マイコプラズマ症検査

臨床検査及び急速凝集反応

(7) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査 (エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応)

(8) 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第121号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射 を受けるよう命ずるので、同条第2項において準用する第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

鳥取県告示第122号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり邑美土地改良区から役員が退 任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年3月14日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 敏 幸 鳥取市久末255

山根昌博 鳥取市久末257 IJ

雨河吉孝 鳥取市古郡家175

山根章二 IJ 鳥取市古郡家140-2

田中幸博 鳥取市美和93

滋 鳥取市美和134 IJ 山田

神戸一郎 鳥取市久末30-1

景 山 正 一 鳥取市東大路112 IJ

山本正博 鳥取市東大路41

徳 長 信 幸 鳥取市中大路126

IJ 堀 内 泰 章 鳥取市中大路128

田中一郎 鳥取市西大路128 IJ

中島健一 鳥取市西大路127 鳥取市美和139 監事山田薫實

桑村紀幸 鳥取市古郡家233

令和7年1月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事山根敏幸 鳥取市久末255 IJ 山根昌博 鳥取市久末257

IJ 福田忠司 鳥取市古郡家157

山根章二 鳥取市古郡家140-2 IJ

山田浩二 鳥取市美和84 IJ

山 田 剛 鳥取市美和161

神戸一郎 鳥取市久末30-1

IJ 田中和夫 鳥取市東大路89

石 谷 幸四郎 鳥取市東大路66 IJ

徳 長 信 幸 鳥取市中大路126

堀 内 泰 章 鳥取市中大路128

田中一郎 IJ 鳥取市西大路128

IJ 中島健一 鳥取市西大路127

監事山田薫實 鳥取市美和139

桑 村 紀 幸 鳥取市古郡家233

令和7年1月31日就任 任期4年

鳥取県告示第123号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本 測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 2 作業期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第124号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居 宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
川島 雅弘	かわしま薬局	米子市日原61-2	令和7年2月 20日	令和6年12月 31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第125号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり 告示する。

令和7年3月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

事業者の名称 又は氏名		指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
	川島 雅弘	かわしま薬局	米子市日原61-2	令和7年2月	令和6年12月 21日	介護予防居宅療養
				20日	31日	管理指導

鳥取県告示第126号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。) 第11条第1項の規定により、土地が特定有害物 質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下 「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する第6条第2項の 規定により告示する。

令和7年3月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域 米子市東福原一丁目449番3の一部、444の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課に備え置いて縦覧に供す る。)

局 告 示

鳥取県病院局告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第 243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立中央病院医事会計・外来クラーク業務に係る医療費の収納の事務を 次のとおり委託したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定に より告示する。

令和7年3月14日

鳥取県立中央病院長 廣 尚 保 明

	指定公金事務取扱者	未 紀年日日	无式期間	
名称	事務所の所在地	指定年月日	委託年月日	委託期間
株式会社ニチイ学	東京都千代田区神	令和7年1月6日	令和7年1月31日	令和7年4月1日から
館	田駿河台四丁目6			令和10年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県企業局東部事務所所管施設で使用する電気の供給
 - (1) 高圧電力(10施設)

年間予定使用電力量 1,234,440キロワット時(供給期間総計 3,703,320キ ロワット時)

(2) 低圧電力(1施設)

年間予定使用電力量 138,602キロワット時(供給期間総計 415,806キロ ワット時)

- 一般競争入札 2 契 約 方 式
- 札 令和7年1月30日 3 落 日
- 株式会社とっとり市民電力 4 落札者の名称及び所在地

鳥取市五反田町6

5 落 札 金 額 66,873,082円 (消費税及び地方消費税の額を除く。)

6 入 札 公 告 日 令和6年12月6日 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約担当部局の名称及び 鳥取県企業局経営企画課

鳥取市東町一丁目271 所在地

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 鳥取県企業局西部事務所所管施設で使用する電気の供給

(1) 高圧電力(8施設)

年間予定使用電力量 620,662キロワット時(供給期間総計 1,861,986キロ ワット時)

(2) 低圧電力(3施設)

年間予定使用電力量 8,458キロワット時(供給期間総計 25,374キロワッ ト時)

2 契 約 方 式 一般競争入札

札 日 令和7年1月30日

4 落札者の名称及び所在地 エフビットコミュニケーションズ株式会社

京都府京都市南区東九条室町23

42,799,484円 (消費税及び地方消費税の額を除く。) 5 落 札 金 貊

札 公 告 入 日 令和6年12月6日 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約担当部局の名称及び 鳥取県企業局経営企画課

所在地 鳥取市東町一丁目271

> 雑 報

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約(平成23年鳥取県告示第752号)第4条第1項の規定により、公立大学 法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程を定めたので、同規約 第36条第1項の規定により公告する。

令和7年3月14日

新生公立鳥取環境大学運営協議会会長 平 井 伸

公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人公立鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
	(年度計画の記載事項等)
	第8条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に
	定めた事項のうち当該事業年度に実施すべき事項を
	記載するものとする。

(業務の実績等の報告)

第8条 法人は、法第78条の2第1項の規定により、 次の各号に掲げる事業年度に応じ当該各号に定める 事項について、新生公立鳥取環境大学運営協議会規 約第9条の規定により設置された公立大学法人公立 鳥取環境大学評価委員会(以下「評価委員会」とい う。) の評価を受けようとするときは、法第78条の 2第2項の規定により自ら評価を行った結果を明ら かにした報告書を、次の各号に掲げる事業年度の終 了後3月以内に評価委員会に提出するとともに、公 表しなければならない。

- (1) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業 年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる当該 中期目標に定めた事項ごとの当該中期目標の期間 における業務の実績
- (2) 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標 の期間における当該中期目標に定めた事項ごとの 業務の実績

(会計処理)

第9条 略

(財務諸表等)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計 基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び<u>純資産</u> 変動計算書とする。

2 · 3 略

(中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承 認の手続)

第11条 略

(積立金の処分に係る承認の手続)

第12条 略

2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容 及びその理由を記載した届出書に変更後の年度計画 を添付して、遅滞なく会長に提出しなければならな い。

(各事業年度の業務の実績等の報告)

- 第9条 法人は、法第78条の2第1項の規定により各 事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げ る事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に 定める事項について、新生公立鳥取環境大学運営協 議会規約第9条の規定により設置された公立大学法 人公立鳥取環境大学評価委員会(以下「評価委員 会」という。) の評価を受けようとするときは、法 第78条の2第2項の規定により自ら評価を行った結 果を明らかにした報告書を、各事業年度の終了後3 月以内に評価委員会に提出するとともに、公表しな ければならない。
 - (1) 次号及び第3号掲げる事業年度以外の事業年 度 当該事業年度における年度計画に定めた事項 ごとの業務の実績
 - (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業 年度 当該事業年度における年度計画に定めた事 項ごとの業務の実績及び中期目標の期間の終了時 に見込まれる当該中期目標に定めた事項ごとの当 該中期目標の期間における業務の実績
 - (3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業 年度における年度計画に定めた事項ごとの業務の 実績及び中期目標の期間における当該中期目標に 定めた事項ごとの業務の実績

(会計処理)

第10条 略

(財務諸表等)

第11条 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計 基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サ ービス実施コスト計算書とする。

2 • 3 略

(中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承 認の手続)

第12条 略

(積立金の処分に係る承認の手続)

第13条 略

(納付金の納付の手続)

<u>第13条</u> 略

(短期借入金の認可の申請)

第14条 略

(重要な財産の処分等の認可の申請)

<u>第15条</u> 略

(鳥取県又は鳥取市の出資に係る財産の処分等の協

議)

第16条 略

(委任)

<u>第17条</u> 略

(納付金の納付の手続)

<u>第14条</u> 略

(短期借入金の認可の申請)

第15条 略

(重要な財産の処分等の認可の申請)

<u>第16条</u> 略

(鳥取県又は鳥取市の出資に係る財産の処分等の協

議)

第17条 略

(委任)

第18条 略

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。